



序論

第1章

計画策定の趣旨

第2章

神栖市の概況と課題

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

神栖市(以下「本市」という。)は、平成17年8月1日に誕生し、平成20年3月、「市民とともにつくる“躍進する中核都市”かみす」を将来像とし、計画期間を平成29年度までとする最初の「神栖市総合計画」を策定しました。

これまで、当計画に基づき、「市民協働のまちづくりをめざして」「福祉・教育のさらなる充実をめざして」「産業と豊かな自然が調和した安心して暮らせるまちをめざして」「都市の魅力と個性にあふれた県内有数の中核都市をめざして」の4つの理念のもと、まちづくりを進めてきました。

この間、人口減少や少子高齢化が進行し、大規模自然災害等に対応できる安全・安心な暮らしに対する意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした変化を的確に捉え、将来にわたって、市民が夢と希望を持ち、安心して暮らせる元気なまちを目指し、その実現に向け、新たなまちづくりの指針として、第2次神栖市総合計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

なお、市町村の総合計画は、平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務がなくなり、その策定は、各自治体の判断によるものとされましたが、本市におきましては、総合計画は将来のまちづくりの指針として、また、職員にとりましては、職務を遂行する上での目標として、これまでと同様、本市の最上位計画としての位置付けは変えることなく、市民、議会、行政の共有の計画として、第2次神栖市総合計画を策定することとしました。

総合計画の正式名称は、将来像を「みんなでつくる新しい神栖市 ～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～」としていることから、「第2次神栖市総合計画 かみす共創まちづくりプラン」としました。



2 計画の性格と役割

本計画は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画として、その役割を以下のとおりとします。

役割 1

市民と行政が将来像を共有し、協働で取り組む計画

本市のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性とそれを達成するために必要な様々な施策を、市民に分かりやすく示し、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに取り組むことができる計画とします。

役割 2

まちの魅力とブランド力を高める計画

地方創生に向けた取組とともに、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、本市の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

役割 3

行政の経営指針として活用できる計画

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として簡素で管理しやすい計画とします。

役割 4

国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画

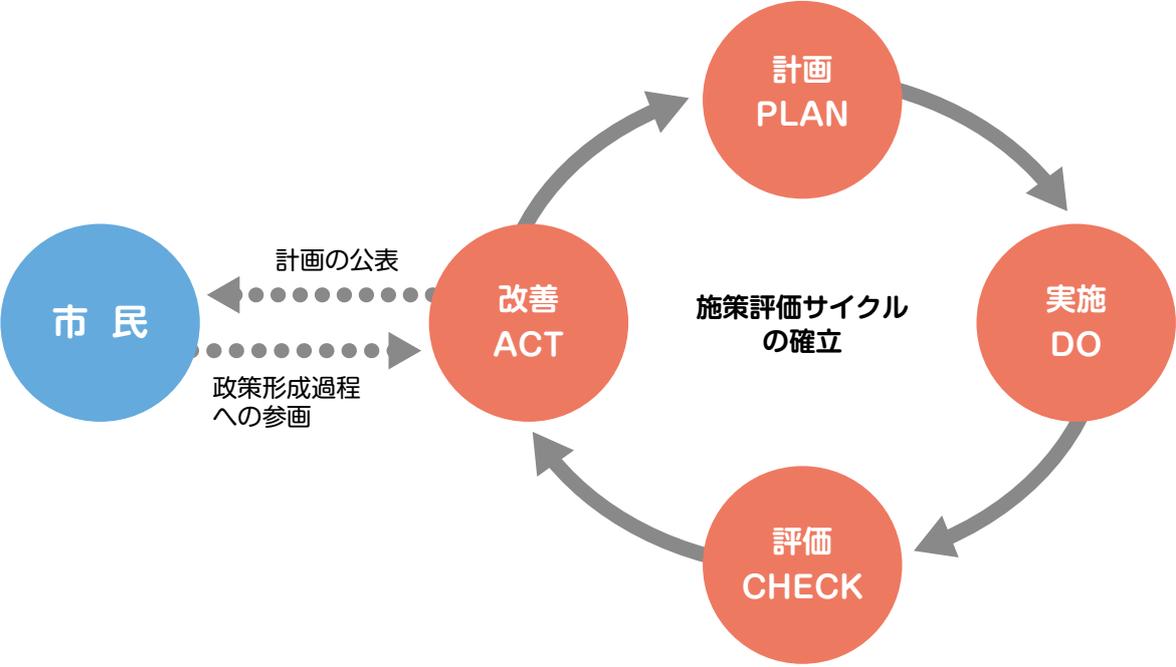
国や県、一部事務組合などの広域的な行政との連携や本市の各分野の計画と整合性が図られた計画とします。特に平成27年度に策定した「神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)」は、重要課題である人口減少に対する取組を網羅していることから、「総合戦略」と相互連携した計画とします。

3 計画の進行管理・評価

本計画は、行政のすべての取組を推進するための指針となるほか、すべての取組の中から優先順位や特に重要な施策を明確化できるようにするため、将来像の実現に向けた施策に数値目標を設定し、「計画(PLAN)→実施(DO)→評価(CHECK)→改善(ACT)」という施策評価サイクルの仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の進行管理を行い、その成果を評価し市民に分かりやすく公表することで説明責任を果たすとともに、限られた財源の中で、より効果的な事業を選択することができる実効性の高い計画を目指します。

◆施策評価サイクルと市民参画のイメージ



4 計画の構成と期間

本計画は、「将来ビジョン」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

1 将来ビジョン

長期的な展望のもと、まちづくりの目標となる将来像を示すとともに、まちづくりの理念やその実現のための施策の体系などを定めます。

また、急激な社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応することも必要であることから、計画期間は2018年を初年度とし、2022年を目標年度とする5か年とします。

2 基本計画

本計画の将来像を実現するため、まちづくりの理念や施策の体系に基づき、まちづくりや行政経営のための目標や施策の具体的な方向性を示します。

また、計画期間は、将来ビジョンと同様に、2018年を初年度とし、2022年を目標年度とする5か年とします。

3 実施計画

実施計画は、別途策定されるものですが、基本計画に定められた目標を達成するための具体的な事業とその計画などを示すものです。また、毎年度の予算編成の指針としての役割を持つものです。

計画期間は3か年とし、毎年度ローリング方式により、見直しを行います。

◆本計画の計画期間

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
将来ビジョン	5か年				
基本計画	5か年				
実施計画	3年間				
		3年間			
			3年計画を毎年策定		